

制限付一般競争入札（電子方式） 公告文の見方（工事）

明石市財務室契約担当

明石市電子入札システムの公告文では、一部に省略した表現や表形式を用いています。本文書は、これら明石市電子入札システム公告文における記述のルールを説明するものです。公告文の確認にあたっては、本文書を熟読いただき、解釈に誤解のないようにしてください。なお、本文書の内容の不知を理由として入札に関する苦情を申し立てることはできません。

以下に示す公告文サンプルの項番ごとに、次頁以降に説明を記載しています。

制限付一般競争入札						
1	公告 明財第 X002 号 平成 29 年 (2017 年) 4 月 1 日 明石市長 泉 房穂 (公印省略 財務室契約担当) 制限付一般競争入札(電子方式)を実施するので、地方自治法施行令(昭和三十二年政令第16号)第167条の6及び明石市契約規則(平成5年規則第10号)第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。					
2	工事番号 20X035					
3	工事名 練習 市営明石住宅10号棟建築工事					
4	工事場所 兵庫県明石市中町1丁目5番1号 地図リンク					
5	工事内容 建築工事・・・1式 電気設備工事・・・1式 機械工事・・・1式					
6	工事期限 平成20年12月31日(水)					
7	支払条件 前金払有(40%以内)、部分払無					
8	品質評価点に反映する工種 建築一式工事					
9	予定価格 93,350,478円(消費税抜き)					
10	低入札調査基準価格 有 42,880,953円(消費税抜き)					
11	工種 以下のいずれかの工種で登録されていること。 建築一式工事 管工事					
11	入札参加要件	所在地区分 管内業者 準市内業者 県内本店業者 県内支店営業所業者 その他業者	点数の区分と範囲 (いずれかの工種で)	-	-	
	技術者	適正な専任の技術者を配置できること。 ・公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。 ・開札日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証明する納税証明書を提出できること。 ・地方自治法施行令(昭和三十二年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。 ・明石市契約規則(平成5年規則第10号)第3条の規定に該当しないこと。 ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。 ・契約締結予定日において有効な経営事項審査結果を受けていること。 ・明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までには指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。 ・設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、工事内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。	管内業者	建築一式工事	品質評価合計点	-
			管工事	総合評価値	-	
			準市内業者	建築一式工事	品質評価合計点	-
			管工事	総合評価値	-	
			県内本店業者	建築一式工事	品質評価合計点	-
			管工事	総合評価値	-	
			県内支店営業所業者	建築一式工事	品質評価合計点	-
			管工事	総合評価値	-	
			その他業者	建築一式工事	品質評価合計点	-
管工事	総合評価値	-				
12	添付書類 添付書類様式リンク					
13	設計図書の購入 期限 平成20年9月25日(木) 17時 方法 上記期限までに、電子入札システムの「設計図書申込申請」により購入申請を行うこと。(設計図書の購入は入札参加の条件となります。購入されずに入札に参加された場合には、無効となりますのでご注意ください。)					
14	設計図書等についての質問 期限 平成20年9月30日(水) 13時 方法 上記期限までに、明石市電子入札システムにより、質問書(指定様式)を送付すること。 回答日時 平成20年10月2日(木) 13時 回答方法 上記日時に、明石市財務部契約課ホームページ「入札コーナー」に回答を掲載する。					
15	入札受付期間 平成20年10月2日(木) 13時 ~ 平成20年10月8日(水) 17時締切					
16	入札方法 明石市電子入札システムを使用すること。					
17	開札予定 日時 平成20年10月9日(木) 10時30分 場所 804会議室(本庁舎8階)					
18	入札保証金 免除					
19	契約保証金 要(契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第26条に該当する場合は免除等を行う場合がある。)					
20	連帯保証金収納書(発注者提出)の提出 要					
21	その他 「電子入札についての案内」リンク ・入札に関する条件 ・入札書が所定の日時までに到着していること。 ・談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。 ・入札に参加する者としての必要な資格がない者の行った入札、虚偽の申請により資格を得た者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 ・入札の流れ、本公告の見方(記述方法のルール)等については、明石市財務部契約課ホームページ「入札コーナー」に掲載している「電子入札についての案内」を参照のこと。「電子入札についての案内」の内容の不知を理由として入札に関する苦情の申立てを行うことはできない。 ・明石市財務部契約課の入札・契約制度については、明石市財務部契約課ホームページ「入札コーナー」に掲載しているので、熟知のうえ入札に参加すること。ホームページに掲載している入札・契約制度の不知を理由として入札・契約に関する苦情の申立てを行うことはできない。					

1 公告

公告日（発注情報の公表日）と制限付一般競争入札を実施する旨を記載します。

2 工事番号

案件を管理するための工事番号を記載します。

3 工事名

工事名を記載します。

2つ以上の工事を合併して入札に付す場合（以下「合併案件」といいます。）の場合は、「〇〇工事ほか工事」と合併案件としての名称を記載するとともに、合併する個々の工事の名称も記載します。

4 工事場所

工事場所を記載します。

設計図書 PDF ファイルのダウンロードとするものについては、原則「工事場所」の「地図リンク」を廃止しております。）

5 工事内容

工事内容を記載します。

6 工事期限

工事期限を記載します。合併案件で個々の工事で工事期限が異なる場合は、全体の工事期限とともに、個々の工事の工事期限も記載します。

7 支払条件

個々の工事の支払条件（前金払、部分払の有無等）を記載します。合併案件で個々の工事で支払条件が異なる場合は、個々の工事の支払条件を記載します。前金払又は部分払以外の契約金額の支払いは、全て竣工払いとなりますので公告文への記載は省略しています。

8 品質評価点に反映する工種

工事品質評価型入札制度の対象となる所在区分（市内業者のみ）の業者が請け負った場合に、工事成績評定点を品質評価点に反映する工種を記載します。

この項目は、工事品質評価型入札制度の対象となる工種（土木一式工事及び建築一式工事）登録を参加要件とする案件のみ記載します。

9 予定価格

金額を事後に公表する案件及び公表しない案件においてはその旨を、事前に公表する案件においてはその消費税抜きの金額を記載します。

10 低入札調査基準価格、固定型最低制限価格

低入札調査基準価格又は固定型最低制限価格設定の有無を記載します。また設定有りで金額を事後に公表する案件及び公表しない案件においてはその旨を、事前に公表する案件においてはその消費税抜きの金額を記載します。

11 入札参加要件

(1) 工種

入札参加要件とする工種を記載します。明石市入札参加資格者名簿に、ここに記載している工種で登録されていることが必要です。

工種の後ろに「(特定建設業許可)」と記載している場合は、当該工種について建設業法に定める特定建設業の許可を受けていることが必要です。

2つの工種を入札参加要件とする場合、両方の工種が必要であるか、いずれかの工種だけでよいかを明記します。

(2) 所在区分及び点数等

入札参加要件とする所在区分及び各種点数等の区分を表形式で記載します。

表の見方は以下のとおりです。

一番左の「所在区分」の列には、入札参加可能な所在区分を列挙します。この列に記載のない所在区分の業者には入札参加資格がありません。なお、所在区分は以下の5種類です。

所在区分	説明
市内業者	明石市内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者
準市内業者	明石市内に支店・営業所等を置き、かつ、その支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者
県内本店業者	兵庫県内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者
県内支店営業所業者	兵庫県内に支店・営業所等を置き、かつ、その支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者
その他	上記の4区分以外の者

自社の所在区分は、電子入札システムメインメニューから「登録内容／申請内容の確認」→「登録内容の確認」と入り、「基本情報 29. 所在区分」の欄でご確認ください。

左から2列目の「点数の区分と範囲」の列には、所在区分ごと工種ごとに入札参加可能な点数の区分及び範囲を記載します。

このうち点数の区分には、「品質評価合計点」と「総合評定値」があります。「総合評定値」とは、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の総合評定値（いわゆる経審のP点）を指します。「品質評価合計点」とは、明石市独自の「工事品質評価型入札制度」で規定された「品質評価点」と総合評定値を合計した点数を指します。

一番右に「工事成績」の列がある場合があります。これは、「工事品質評価型入札制度」にお

ける評価項目のひとつである「工事成績の平均」の工事成績平均点が一定点以上の業者のみが参加可能な工事の場合に限り、入札参加可能な平均点の範囲を工種ごとに記載するものです。

(3) 施工実績等

入札参加要件として一定の工事を施工した実績を有していることを求める場合にその内容を記載します。この要件がある場合、入札時の添付書類として施工実績調書が必要となるほか、落札候補者となった場合には施工実績を証する確認書類（契約書、設計図書の写し等）をご提出いただきます。

(4) 技術者

公告している工事の工種について主任技術者又は監理技術者の資格を有する者（市内業者については、あわせて明石市に技術者の登録を行っていることが必要です。）を配置技術者として届け出ていただくこととしています。

また、この欄に「適正な専任の技術者を配置できること。」と記載されている場合には、資格を有する者で、かつ、手持ち工事のない技術者1人を配置予定技術者としていただきます。

さらに技術者の要件として、監理技術者の資格を有していることや施工実績に挙げた工事に従事した経験を持つ技術者の配置を求めることがあります。これらの場合にはその内容をこの欄に記載しますので、記載内容に合った技術者を配置予定技術者としてください。

(5) その他

上記の参加要件のほか、多くの案件に共通して設ける参加要件として以下のものがあります。

公告文の記載	説明
明石市入札参加者資格名簿に登録後 3 年を経過していること。	公告日の時点で初回登録日から 3 年を経過していることが必要です。
有効な経営事項審査を受けており、開札日においてその総合評価値が明石市に登録されていること。	記載のとおりです。
公告日において納期限が到来している明石市税（及び明石市水道局の水道料金）を開札日の前日までに完納していること。	市税（及び水道料金）の滞納がないことを求めるものであり、明石市内に営業所を有しない等の理由で、もともと納付すべき市税（及び水道料金）がない場合も、この要件を満たしていることとなります。
開札日の前日において、国税（法人税（個人の場合にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、落札者となった場合において、契約締結日までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。	国税の滞納がないことを求めるものであり、入札時の添付書類として「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」が必要であるほか、落札者となった場合においては、契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出する必要があります。

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。	同条同項に該当する者は入札参加資格がないことを規定するものです。
明石市契約規則第 3 条の規定に該当しないこと。	同条に該当する者は入札参加資格がないことを規定するものです。
会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。	記載のとおりです。
契約締結予定日において有効な経営事項審査結果を受けていること。	建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査を受けていることが必要です。 なお、平成 16 年 3 月 1 日に施行された建設業法の改正により、総合評定値 (P) については任意申請となりましたが、明石市の入札では入札参加要件に総合評定値の範囲の要件があるかどうかに関わらず、総合評定値 (P) が必要です。経営事項審査を申請される際には、総合評定値 (P) についても必ず申請してください。
公告日において明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。	指名停止期間と公告日から開札日までの期間が 1 日でも重なっている場合は入札参加資格がないことを規定するものです。
設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、工事内容等を十分に理解した上で入札に参加すること。	記載のとおりです。

12 添付書類

入札時に添付文書として送信していただくエクセルファイルへのリンクです。お使いのパソコンにダウンロードして、内容を入力後、入札書編集画面で添付文書として選択してください。

13 設計図書の配布／購入

設計図書の配布又は購入の期限及び方法を記載します。

14 設計図書等についての質問

設計図書等について質問がある場合の質問期限及び質問方法と回答日時及び回答方法を記載します。

15 入札受付期間

入札書送付の受付期間を記載します。

16 入札方法

明石市電子入札システムを使用しての入札である旨を記載します。

17 開札予定

開札予定日時と場所を記載します。

18 入札保証金

入札保証金の要・不要を記載します。

19 契約保証金

契約保証金の要・不要を記載します。

20 建退共掛金収納書（発注者提出用）の提出

建設業退職金共済制度の掛金収納書（「契約者が発注者へ」と記載された書面）の提出の要・不要を記載します。要の場合は、契約締結後1月以内に財務室契約担当へ提出してください。

21 その他

その他確認事項等を記載します。